令和２年11月12日

**「国勢調査」をかたる不審な訪問にご注意ください**

**国勢調査をかたって、個人情報を聞き出そうとする事案が発生し、泉佐野市より以下のとおり報告がありました。府民の皆様におかれましては、十分ご注意くださるようお願いいたします。**

**１　事案の概要**

　（１）日時　10月28日（水曜日）午後３時頃

（２）場所　泉佐野市

（３）状況

泉佐野市在住の世帯宅に、国勢調査員をかたる男性（30代くらい）が訪問した。その男性は、「国勢調査の回答がまだなので、早く回答してほしい。回答をしなければ50万円の罰金を払う必要がある。」と一方的に話し立ち去った。

なお、今回の訪問が３回目であり、いずれも午後３時頃の訪問であった。当該世帯は国勢調査へは回答済であるが、その旨をその男性には伝えていない。

　　　　また、その男性は周囲の住宅へも訪問している様子であった。

　　　　３回目の訪問を受け、不審に思った世帯員が泉佐野市に連絡し、当該地区の調査員が女性であり、調査期間外の訪問であることから発覚した。

**２　府民の皆様へ**

国勢調査の**調査期間は令和２年10月20日（火曜日）で終了しました。10月21日（水曜日）以降は、世帯からお住まいの市区町村へご連絡（お約束）をいただいている場合を除き、調査員がご家庭を訪問することはありません。**

**また、現在市町村において調査票の確認作業を行っており、ご提出いただいた調査票の内容に記載漏れ等がある場合は、市町村から電話で問合せをすることがありますが、統計調査員が世帯に対し、電話で家族構成や収入等をお聞きすることはありません。**

なお、統計調査に関し、不審な電話や訪問がありましたら、大阪府総務部統計課（06-6210-9197）又は、市町村の統計主管課までお問い合わせください。

**３　大阪府の対応**

　大阪府では、国勢調査をかたった不審な電話等に注意するよう、ホームページで府民に呼びかけるとともに、府内全市町村に対し注意喚起を行います。

【参考】

○「かたり調査」とは、何者かが調査員になりすまし、統計調査と紛らわしい表示や説明をして情報を得る行為のことです。このような行為に対して統計法では、罰則規定（２年以下の懲役、又は100万円以下の罰金）を定めています。

○国勢調査に関しては、大阪府では前回調査前年度（平成26年度）に６件、調査年度（平成27年度）に36件、調査翌年度（平成28年度）に６件の事案が発生しています。